

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（410））
2. 日時：平成29年10月6日 16時30分～18時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

角谷安全審査官、田尻安全審査官、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐

事業者：

日本原子力発電株式会社：参与（安全技術担当）（他10名）

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 電気保守課 担当

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」のうち、「第41条 火災による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 新規に設置する重大事故等対処設備について、どのような火災防護策を講じるのか個別に整理して説明すること（特に固定の消火設備を要しないと判断した場合には、その理由を具体的に示すこと）。
- 常設代替高圧電源装置置場から原子炉建屋に通じる地下トンネルについて、①火災区画の範囲を示すこと、②トンネル部分に設置する換気空調系の排煙能力を評価し成立性を示すこと、③トンネル内又は常設代替高圧電源装置置場の配管室で火災が発生した場合に人が消火できることを示すこと、④軽油移送配管を区分分離しないことについて考え方を示すこと。
- 燃料移送に係る油を内包する設備が設置される区画を網羅的に示すこと（網羅的であることの説明を含む）。
- 緊急時対策所の機能維持に必要な区画を整理し、必要な火災防護策を説明すること（火災防護策を講じない区画からの煙等の影響に対する考慮を含む）。
- 設計基準事故対処設備を重大事故等対処設備としても使用する設備については、非難燃性のケーブルが使用されている場合があることから、その対策について説明すること。
- 可搬の重大事故等対処設備の保管場所に対する火災防護について説明すること。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 内部火災（重大事故等対処施設）について